

## 2. 組合会会議規則 新旧対照表

(令和6年8月1日改正)

新	旧
第29条 組合会の会議を傍聴しようとする者は、 <u>身分証</u> を受付係に提示して入場しなければならない。	第29条 組合会の会議を傍聴しようとする者は、 <u>被保険者証</u> を受付係に提示して入場しなければならない。 <u>ただし、被保険者証を所持しないときは、その旨を受付係に申出て承諾を受けて入場することができる。</u>